平成２３年（フ）第４０３号
新潟市中央区米山３丁目13番15号　藤和ヨネヤマコープ207号、前住所新潟市秋葉区荻島１丁目12番９号
債務者　田村裕美子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０７号
新潟市江南区鵜ノ子２丁目２番33号　鵜ノ子ハイツＢ202号
債務者　末吉　弘之
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２０号
新潟市西区平島818番地　サン平島Ｄ号
債務者　越智　吉行
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
長野県松本市梓川倭1960番地１　Ｖ百仙303、申立時の住所長野県松本市大字新村913番地１　カワクボハイツＢ―203
債務者　山本　修治
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５０７号
大阪府岸和田市畑町248番地の１ビバーチェＨＡＴＡ303号、前住所大阪府貝塚市小瀬371番地１スパイラル小瀬Ⅱ302号
債務者　岩井田秀人（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
大阪府和泉市内田町２丁目５番71号
債務者　永二　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―206号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目１番５号
債務者　前川建設こと　前川　淳也
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
大阪府泉南郡熊取町長池１番17―205号
債務者　石村　宗一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
大阪府和泉市伏屋町５丁目２番17―1314号
債務者　下村　節子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
大阪府貝塚市窪田126番地４シャルマンフジ二色の浜1018
債務者　宇和　和子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
大阪府岸和田市尾生町1613番地の１
債務者　田中佐智子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
大阪府泉佐野市高松南３―６―８―103、住民票上の住所大阪府泉佐野市高松南３丁目４番12号
債務者　岡村はづき（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４３号
大阪府岸和田市野田町２丁目17番５号
債務者　西田　敦子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福岡県久留米市草野町矢作274番地５、前住所長崎県諫早市小長井町井崎2337番地
債務者　中村　春香
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
福岡県久留米市草野町矢作274番地５、前住所長崎県諫早市小長井町井崎2337番地
債務者　中村　勝宣
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
長崎県大村市木場１丁目123番地７、旧住所長崎県大村市西大村本町205番地３
債務者　島田　光枝
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
長崎県諫早市飯盛町平古場550番地５、旧住所長崎市かき道３丁目19番３―407号
債務者　朽木　雄也
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係